国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（社会資本整備戦略推進官、政策調査専門官及び官民連携推進官）	（社会資本整備戦略推進官、政策企画官、政策調査専門官及び官民連携推進官）
第十七条の二　社会資本整備政策課に、社会資本整備戦略推進官一人、政策調査専門官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内及び官民連携推進官一人を置く。	**第十七条の二**　社会資本整備政策課に、社会資本整備戦略推進官及び政策企画官それぞれ一人、政策調査専門官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内及び官民連携推進官一人を置く。
2　（略）	2　（略）
（削る）	3　政策企画官は、命を受けて、社会資本整備政策課の所掌事務に関する重要事項のうち官民の連携に係るものについての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。
3・4　（略）	4・5　（略）
（国土政策企画官及び広域地方計画官）	（国土政策企画官）
第三十八条の二　総合計画課に、国土政策企画官二人及び広域地方計画官一人を置く。	**第三十八条の二**　総合計画課に、国土政策企画官二人を置く。
2　（略）	2　（略）
3　広域地方計画官は、命を受けて、首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれについて定める広域地方計画（国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第九条第二項に規定する広域地方計画をいう。）の企画及び立案並びに推進に関する事務（地方政策課の所掌に属するものを除く。）で特定事項に関するものをつかさどる。	（新設）
（広域制度企画室及び調整室並びに地域づくり活動推進官）	（広域制度企画室及び調整室並びに広域地方計画官）
第三十九条　地方政策課に、広域制度企画室及び調整室並びに地域づくり活動推進官一人を置く。	**第三十九条**　広域地方政策課に、広域制度企画室及び調整室並びに広域地方計画官一人を置く。
2　広域制度企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　広域制度企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　東北地方その他の各地方の整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。	一　首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）の施行に関することを除く。）。
二　（略）	二　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）
6　地域づくり活動推進官は、命を受けて、地方政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。	6　広域地方計画官は、命を受けて、首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれについて定める広域地方計画（国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第九条第二項に規定する広域地方計画をいう。）の企画及び立案並びに推進に関する事務（調整室の所掌に属するものを除く。）で特定事項に関するものをつかさどる。
（半島振興室）	（半島振興室及び地域づくり活動推進官）
第四十一条　地域振興課に、半島振興室を置く。	**第四十一条**　地方振興課に、半島振興室及び地域づくり活動推進官一人を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）
（削る）	4　地域づくり活動推進官は、命を受けて、地方振興課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。